平成２４年（フ）第３９４号
高知市長浜6561番地１　向山荘東１Ｆ
債務者　富永基躬子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３９７号
高知市稲荷町３番23号
債務者　濱田　浩美
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４号
北海道標津郡中標津町旭ケ丘３番地68
債務者　フォレストン・デンタル・ラボラトリーこと　石森　隆裕
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第４２８号
川崎市川崎区観音２丁目13番10号　ハイツ高田101
債務者　川嶋　英幸
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
川崎市川崎区観音２丁目13番10号　ハイツ高田101
債務者　川嶋　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４２号
川崎市幸区柳町52番地　アーバンハイツ302、前住所川崎市幸区小倉５丁目１番35号
債務者　金井　義明
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８２号
川崎市川崎区大師本町４番２―207号　大師会館ハイツ、前住所川崎市川崎区藤崎３丁目14番５―503号　フラット５藤崎
債務者　宮本　英貴
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５３２号
川崎市宮前区有馬１丁目23番18―201号　鷺沼南ハイデンス、前住所横浜市磯子区磯子２丁目29番10―702号
債務者　上田　泰堂
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５０号
川崎市宮前区東有馬５丁目30番３―204号　サイレントリバー、前住所川崎市宮前区東有馬５丁目15番25―505号
債務者　小嶋　理枝（旧姓門馬）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８６号
川崎市宮前区野川2597番地２　サンライズ石井202、前住所川崎市宮前区野川2639番地22
債務者　根本　京子（旧姓設楽）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３９１号
横浜市中区初音町１丁目15番地２　クリオ日ノ出町弐番館206号室
債務者　工藤　祐暉
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１６号
横浜市泉区和泉町2219番地104
債務者　相田美代子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２８７号
東京都福生市大字福生276番地１アメニティ100Ｂ―101号室
債務者　鈴木　桂子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０７７号
東京都町田市広袴２丁目９番地11
債務者　村野　政樹
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１３１号
東京都青梅市新町４丁目14番地の18サウスコート山下102
債務者　相原　麻紀
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部